

令和6年度仙台市宿泊事業者人材確保支援事業プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

令和6年度仙台市宿泊事業者人材確保支援事業

2 業務の目的

観光需要の急速な回復に伴い顕著となっている宿泊事業者の人手不足の解消を図るため、経営者や人事担当者、採用担当者等を対象に、外国人をはじめとした多様な人材確保や労働環境の整備に関する知識の習得、人材採用力の向上に資するセミナーを行うとともに、採用活動に要する費用の一部及び外国人材の採用に要する費用の一部を補助するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで。

4 業務内容

別紙「令和6年度仙台市宿泊事業者人材確保支援事業業務委託仕様書」のとおり。
なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

5 委託契約上限額

4,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- 1 仙台市内に本店または支店（支社）があること。
- 2 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 3 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- 4 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- 5 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- 6 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- 7 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。

第3 スケジュール

1	企画提案募集開始	令和6年3月6日(水)
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年3月12日(火)
3	企画提案書作成等に関する質問への回答	令和6年3月14日(木)
4	参加表明書の提出期限	令和6年3月18日(月)
5	企画提案書の提出期限	令和6年3月25日(月)
6	企画提案書の選考(※対面審査)	令和6年3月29日(金)
7	企画提案書の選考結果の通知(予定)	令和6年3月29日(金)
8	契約締結及び業務開始	令和6年4月中

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年3月12日(火) 午後3時まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「令和6年度仙台市宿泊事業者人材確保支援事業業務委託への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で観光課にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和6年3月14日(木)に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第2号) 1部
- ② 類似業務受注実績(様式第3号) 6部
 - ・ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書(その3):未納税額の証明書〕 1部
 - ※ 所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(2) 提出期限

令和6年3月18日(月)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。

(4) 提出先

「第6 問合せ及び提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 応募申込書(様式第4号) 1部

② 企画提案書 6部

(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可。

※事業費見積書含む)

(2) 提出期限

令和6年3月25日(月)正午まで(必着)

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。

4 企画提案書作成に関する留意点

(1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。

(3) 虚偽の記載をした提案及び上記第1の5に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

5 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

① 令和6年度仙台市宿泊事業者人材確保支援事業業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、公正な審査を行うものとする。

② 上記第2に示す応募資格について、提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。

③ 審査項目については、提案審査基準(別紙1)によるものとし、選定委員会にて審査する。

⑤ 【審査項目①～③】の採点を合計した結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の受託候補者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目③】「全般事項」の評価点が高いものを上位とする。

(2) 提案審査

①提案者については、下記によりプレゼンテーションを実施するものとする。

ア 実施日時及び場所

日時：令和6年3月29日(金) 9時30分から(予定)

開始時刻や会場等の詳細は、提案書を提出した事業者に対して別途通知する。なお、応募者多数の場合は、書面審査による一次審査を行い、提案審査へ進む事業者へ開始時刻や会場等の詳細と合わせ通知することとする。一次審査により落選となった事業者へは、その旨通知することとする。

イ 方法等

- ・提案者ごとに提案内容説明(10分以内)
- ・質疑応答(15分程度)
- ・提案者側の出席は、3名以内とする。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や資料は認めない。
- ・機材等を使用する場合は、実施日の2日前までに申出を行い、許可を得ること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。(他の提案者のプレゼンテーションを見ることは不可とする。)

②審査基準については提案審査基準(別紙1)によるものとし、提案書の内容及び上記(2)①に示すプレゼンテーションを選定委員会にて審査し、総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の受託候補者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目3】「全般事項」の評価点が高いものを上位とする。

③審査結果については、全提案者に対して電子メールで通知する。

(3) 選定されなかった場合の理由説明

提案が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(4) 契約の方法

①受託候補者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、令和6年度仙台市一般会計予算の成立・発行後に仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。

②契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

③協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

第5 その他

- (1) 提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。

第6 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市文化観光局観光交流部観光課（市役所本庁舎4階）

担当：横沢

電話：022-214-8259

FAX：022-214-8316

電子メール：kei008020@city.sendai.jp